

令和 8 年第 1 回

湧別町議会臨時会会議録

湧別町議会

令和8年第1回湧別町議会臨時会会議

令和8年1月19日湧別町議会議場に招集された。

1 応招議員は次のとおりである。

1番 高田 映 二	2番 村 瀬 直 由	3番 大 野 真 紀
4番 竹 林 直 人	5番 姉 崎 正 弥	6番 檜 山 洋 一
7番 関 野 一 良	8番 村 川 勝 彦	9番 小 形 秀 和
10番 下 田 英 人	11番 脇 坂 敏 夫	

2 不応招議員

なし。

3 出席議員は次のとおりである。

1番 高田 映 二	2番 村 瀬 直 由	3番 大 野 真 紀
4番 竹 林 直 人	5番 姉 崎 正 弥	6番 檜 山 洋 一
7番 関 野 一 良	8番 村 川 勝 彦	9番 小 形 秀 和
10番 下 田 英 人	11番 脇 坂 敏 夫	

4 欠席議員

なし。

5 地方自治法第121条の規定により議案の説明のため出席を求めた者及び説明の委任を受けて本会議に出席する者は、次のとおりである。

町長 加藤政弘、教育委員会教育長 阿部勉、総務課長 坂本雄仁、総務課参事 中川友広、企画財政課長 井上道也、企画財政課未来づくり担当課長 斉藤健悟、住民税務課長 岩瀬昌幸、農政課長 宮本則幸、農政課参事 山川渉、商工観光課長 大口貢、建設課長 北林孝之、建設課参事 細川聡、会計管理者 松下一彦、出納課長 松下一彦、水道課長 出口幹敏、水道課参事 細川聡、福祉課長 前野和憲、健康こども課長 大塚幸夫、健康こども課児童支援担当課長 牧村宣幸、水産林務課長 青山賢治、総務課総務グループ主幹 宍戸和幸、企画財政課企画財政グループ主幹 佐藤誠一、企画財政課未来づくりグループ主幹 渡辺政行、企画財政課未来づくりグループ主幹 廣井隆志、農政課農政グループ主幹 竹中寿、商工観光課商工観光グループ主幹 鹿野峰志、商工観光課商工観光グループ主幹 稲田宏司、商工観光課商工観光グループ主幹 柴田信嘉、福祉課福祉グループ主幹 鈴木俊一、福祉課高齢介護グループ主幹 秋葉国宏、福祉課高齢介護グループ主幹 大西美樹、企画財政課財政グループ主査 峯田実、教育総務課長 佐

藤美貴、教育総務課参事 綾部雅一、教育総務課給食センター所長 根子敏男、社会教育課長 西海谷巧、社会教育課参事 中島一之、教育総務課教育管理グループ主幹 大西久践、教育総務課学校教育グループ主幹 大西久践、社会教育課社会教育グループ主幹 藤本祐司、社会教育課図書館長 中島一之、社会教育課ふるさと館 J R Y 館長 中島一之、農業委員会会長 吉村智之、農業委員会事務局長 吉松智弘、選挙管理委員会委員長 高橋直司、代表監査委員 水野豊、監査委員事務局長 近藤康弘、監査委員事務局次長 藪悟志

6 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長 近藤康弘、事務局次長 藪悟志

会 議 に 付 し た 事 件

別 紙 日 程 表 に 記 載 の と お り

令和 8 年第 1 回湧別町議会臨時会

議事日程（第 1 日）

令和 8 年 1 月 1 9 日

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		諸般の報告
日程第 4		行政報告
日程第 5	報告第 1 号	専決処分の報告について
日程第 6	議案第 1 号	令和 7 年度湧別町一般会計補正予算
日程第 6	同意第 1 号	教育委員会委員の任命について
日程第 7	同意第 2 号	副町長の選任について
日程第 8	同意第 3 号	固定資産評価委員の選任について
追加日程第 1	決議第 1 号	湧別庁舎建設に関する実施計画契約の解除及び事業凍結に係る町民の対応に対し、抗議するとともに、住民投票の趣旨の尊重を求める決議

開 会 宣 告 (1 0 : 0 0)

○議 長 ただいまの出席議員は11名です。

これより令和8年第1回湧別町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程でございますが、皆様のお手元に配付してあります日程により会議を進めたいと思っておりますので、よろしくご協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番姉崎君、6番檜山君を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

会議に先立ち議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長よりその結果の報告をお願いいたします。

1番、高田君。

(議会運営委員長結果報告)

○議 長 議会運営委員長の報告のとおり、会期は本日1日間とすることにご異議ありませんか。

○全 員 (異議なし)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定いたしました。

日程第3、これから諸般の報告をいたします。

事務局長をして報告いたさせます。

局長。

○議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。

今臨時会に提出されております案件は、町長提出といたしまして、報告1件、予算1件、人事3件であります。

次に、議案等説明員の関係であります。今臨時会に議案等説明のため出席を求めた執行者と執行者の委任を受けて出席する職員は、お手元に配布してあります報告書のとおりであります。

次に、監査委員から12月分の例月出納検査について異常がない旨、議長に報告書が提出されております。

次に、去る12月17日の令和7年第4回町議会定例会終了後から、本日までの議会及び委員会活動等についてご報告いたします。

12月19日、文化センターTOMにおいて、ゆうゆう厚生クリニック運営委員会が開催され、これに議長、副議長及び総務厚生常任委員長が出席いたしております。

12月23日、中湧別中町食事処親爺において、湧別町農業委員会忘年会が開催

され、これに議長が出席いたしております。

1月5日、文化センターさざ波において、遠軽地区広域組合湧別町消防団消防出初式が挙行され、これに議長及び各議員が出席いたしております。

1月9日、中湧別中町御料理江戸っ子において、湧別町商工会新年交礼会が開催され、これに議長が出席いたしております。

1月11日、文化センターさざ波において、20歳の集いが挙行され、これに議長及び各議員が出席いたしております。

1月15日、第1回議会全員協議会が開催されました。

1月19日、第1回議会運営委員会が開催されました。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長 これでは諸般の報告を終わります。

日程第4、町長の行政報告を行います。

町長。

○町長 それでは第1回議会臨時会におきましての行政報告をいたします。行政報告は4件でございます。

まず報告第1号、町内に居住する方より提訴されております訴訟の状況についてご報告をいたします。

原告の方が取得した非木造家屋について、評価の際に乗じている調整率の適用箇所には過ちがあるなどとして、平成17年度から令和6年度まで町に納付した固定資産税に過納付があるとして、損害賠償金39万2,800円の支払いを求められた損害賠償請求事件の控訴審であります。

去る12月18日に、札幌高等裁判所で判決が言い渡されました。裁判所の判決主文は、「本件控訴を棄却する。控訴費用は控訴人の負担とする。」であり、第1審の判決内容を全面的に支持するものでありました。判決理由として、本件の固定資産税は、評価額に調整率を乗じる方法で、最終的な評価額を算出するという通知に基づいて算出したと認められるため、国家賠償法上の故意又は過失、違法性がないこと、また、原告の主張する評価方法によるべきことの根拠が見当たらないことから、第1審の判決は相当であると結論付けられております。

当方の主張が全面的に認められた判決となりましたが、控訴人は、この判決結果を不服として、12月25日付で上告手続きを行った旨、当方代理人である弁護士から連絡がありました。控訴人が裁判所に提出した上告状並びに上告理由書については、まだ担当弁護士より届いておりませんので、上告理由等の内容詳細は不明ではありますが、控訴審と同様に代理人である担当弁護士としっかり打ち合わせを行いながら、取り進めて参りたいと考えております。

続きまして、第2号は新庁舎整備に係る設計業務委託契約解除合意書の締結

についてでございます。

昨年12月の第4回議会定例会における所信表明で申し上げておりました、新庁舎整備に係る設計業務委託契約の解除について、昨年12月22日付けで契約解除通知書を送付し、履行部分の委託料について協議を進めてきたところであり、この度、その協議が整いましたので、解除日を1月31日とし、契約先である梓・岩見田設計共同企業体との間で、契約解除合意書を1月5日に締結いたしました。この解除により、当初契約額の2億3,969万円が2億669万円となり、3,300万円の減額となったところであります。

また、同様に執務環境プラン策定支援業務の契約先である大丸株式会社道北支店北見出張所との間においても、1月31日を解除日とした契約解除合意書を1月9日に締結いたしました。この解除により、当初契約額の484万円が430万1千円となり、53万9千円の減額となったところであります。

なお、今回の契約解除により、私が公約に掲げました、新庁舎整備事業の凍結に関する事務処理は、概ね完了したところであります。

続いて行政報告第3号、道関係の工事等の発注状況についてでございます。

1つ目は中土場川道単砂防工事でございます。場所は南兵村二区中土場川21号橋上流です。入札日、令和7年11月27日。請負金額は1,925万円です。請負業者は、高橋土建株式会社でございます。以下、規模・工期についてはご覧のとおりでございます。

2つ目は芭露川大規模特定河川改修工事2工区でございます。場所は芭露、芭露川右岸ポン川合流点付近でございます。入札日、令和7年12月18日。金額が4,202万円となっております。請負業者は株式会社岸組でございます。

続いて報告第4号、町関係等の発注状況でございます。

1つ、学校施設体育館空調設備設置工事実施設計業務委託でございます。業務場所は錦町、上湧別屯田市街地、芭露となっております。入札日、令和8年1月7日。委託金額が1,342万円でございます。委託業者は株式会社日本工房でございます。

以上で行政報告を終わります。どうもありがとうございます。

○議長 長 これでは行政報告は終わりました。

日程第5、報告第1号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 報告第1号、専決処分の報告について

○議長 長 提案者の説明を求めます。

総務課長。

(総務課長提案理由説明)

○議長 本報告の質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 これで質疑を終わります。

以上をもって本報告を終わります。

日程第6、議案第1号を議案といたします。

事務局長をして議案の朗読をいただきます。

局長。

○議会事務局長 議案第1号、令和7年度湧別町一般会計補正予算。

○議長 提案者の説明を求めます。

企画財政課長。

(企画財政課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第7、同意第1号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいただきます。

局長。

○議会事務局長 同意第1号、教育委員会委員の任命について。

○議長 提案者の説明を求めます。

町長。

(町長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は討論を省略し、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩します。

休 憩 宣 告 (1 0 : 3 0)

再 開 宣 告 (1 0 : 3 2)

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 8、同意第 2 号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 同意第 2 号、副町長の選任について。

○議 長 提案者の説明を求めます。

町長。

(町長提案理由説明)

○議 長 これから質疑を行います。

5 番、姉崎君。

○5 番 副町長の件につきましては、昨年の定例会12月の時点でまだ副町長が決まっていないということもあり、なるべく早い副町長の選任というものは必要と思っております。ただ、今回議案が配られたタイミングでしたり、1月15日にあった全員協議会等事前に説明し議員の中で十分にもむ時間が本来であれば必要だと思います。その検討の時間もなくして急に、直前の休憩で配られた資料のみ、また、ここに書かれている経歴もまたそうですが、町長からの説明でも十分に説明を果たしたとは感じません。そのためより詳しい人格でしたり能力、この町の副町長という重要なポストを担う立場でありますから、より一層の説明が必要だと感じました。以上です。

○議 長 町長。

○町 長 姉崎議員の質問にお答えしたいと思います。

副町長は空席でございまして、私は速やかに副町長を選任したいと考えておりましたが、なかなか調整が整わないで今日の議案というふうになったのは申し訳なく思っております。私は細川徳之さんは、今から10年以上になるのですが商工観光、私課長やっていたときに課長補佐をやっていただきました。そのときにチューリップ公園、いろいろ大変な事業たくさん抱えていたのですが、調整役として、そして私の補佐役として十分私をサポートしていただいた経歴がございまして。私は十分いろいろ考えていたのですが、細川徳之さんについては私はしっかりと知識を持っておりまして、経歴もここに述べておりますが、たくさん書かなければならないのですが紙面の都合上こういうことになってございまして。そういうことで私は適任者というふうに考えておりますので皆様のご同意をよろしくお願いしたいと思います。

○議 長 5 番、姉崎君。

○ 5 番 先ほど町長からありました商工観光課時代の補佐役ですね、またこちらに載っております現在農政課を従事されており、また約2年間でございますが上士幌農協で務められていた経歴があるかと思えます。その場合実際に本町の商工業者、商工会並びに湧別における湧別農協、またえんゆう農協との関係性が良好なのかどうか。また副町長であることから本庁の庁舎内における人望等はどのような感じか質問したいと思います。よろしく願いいたします。

○ 議 長 町長。

○ 町 長 お答えしたいと思います。商工会との関係は私商工観光課長やっておりますので、商工会とのいろいろな事務的なつながり、それから連携、そういうものはきちんとやっていたと思っております。それから農政課の時代、私は詳細は知りませんがもともと細川さんは上士幌農協に努めて農業に対する知識は相当な力を持っております。大学もそういう専門の学校ですので、私は今回現場、商工観光それから農政、それから水道ですね、建設業務、そういったものの現場には非常に知識が能力が強い方と思っておりますのでぜひそのことをお認めいただいてご同意を賜りたいと思えます。

○ 議 長 5番、姉崎君。

○ 5 番 先ほどの質問では私庁舎内での人望等の、人物像のほうの質問をしておりますので、そちらのほうもご回答お願いします。

○ 議 長 町長。

○ 町 長 私は湧別町職員を退職して12年ブランクがございます。その間のブランクは詳細はわかりませんが、私4年前に議会議員をやっております、細川さんの答弁も十分に聞いております。簡潔明瞭に答えていただいておりますし、同僚の職員、そういったものの良好な関係というふうに私は聞いておりますので、どうかご理解を賜りたいと思えます。

○ 議 長 そのほかに。7番、関野君。

○ 7 番 先ほど加藤首長から同意を求められましたけれども、今急に書類配られて同意求められても、私は同意できませんのでそのことはお伝えしておきます。答弁いません。

○ 議 長 その他に質疑ありませんか。

○ 全 員 (なし)

○ 議 長 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は討論を省略し、これから採決を行います。

この採決については、起立によって行います。

同意第2号について原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長 起立多数。

したがって、同意第2号については原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第9、同意第3号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 同意第3号、固定資産評価委員の選任について。

○議長 提案者の説明を求めます。

町長。

(町長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これより同意第3号について採決を行います。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、同意第3号については原案のとおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 宣 告 (1 0 : 4 2)

再開 宣 告 (1 0 : 4 5)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番、竹林君。

○4番 湧別町庁舎建設に関する実施設計の契約の解除及び事業凍結に係る町長の対応に対し抗議するとともに、今後行われる動きのある住民投票の趣旨の尊重を求める決議案を緊急動議として日程に追加し、議題とすることを動議として提出いたします。

○議長 暫時休憩いたします。

休憩 宣 告 (1 0 : 4 6)

再開 宣 告 (1 1 : 1 9)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま竹林君ほか1名から動議について追加提案がされました。これを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに賛成の方を起立を求めます。

(賛成者起立)

○議 長 賛成多数。よって本件は日程追加し議題とすることに決定いたしました。

動議を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

4番、竹林君。

○4 番 提案理由をご説明いたします。

町長は庁舎建設事業の凍結と実施設計の契約の解除に向けた対応を進めていらっしゃいます。本庁舎建設には合併推進債の活用が予定されており、総工費の概ね半分が交付税措置される極めて有利な財政条件です。しかし、凍結や契約解除によりその前提が崩れれば合併推進債の利用は不可能となり、現在提出される動きのある住民投票条例及び住民投票で町民が判断する前提条件そのものが失われてしまいます。住民投票はこの合併推進債を活用できる前提での庁舎建設の是非を問うものでございます。前提を壊してしまう凍結や解除を進めれば民主的判断の意味が失われてしまいます。よって本決議は凍結と契約解除を進める町長の対応に抗議するとともに、住民投票の趣旨と財政上の前提を尊重し、公共の利益を最優先にした慎重な判断を求めるものです。以上です。

○議 長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

○全 員 (なし)

○議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論のある方。

8番、村川君。

○8 番 私はこの発議に対しては、発議は違法でもなければ何でもありません。誰でも1人以上であれば発議できます。しかしながらこの案件について今まで過去の流れからして、私ども住民投票をやれということですと来たのが議会、首長が拒否してきたと。それであってなおかつまたここに議員から、もちろん議員からですよ、1議員から提出、発議出された。これはもう町長選で町長の民意は総意で加藤町長が就任なったわけでありまして、前町長にしてもこの町長選は住民投票と同様であると、その結果に基づかなければならないと明言しているわけなのですよ。その結果が加藤町長になり、加藤町長の公約である凍結、これが民意で決定されたわけでありますね。こんなことを踏まえて住民、正式な署名集めではないけれど、やはり2千名以上の庁舎については考えるべきだということの意思があった、これも議会が受け入れなかった。これが本当に民主主義と言えるのかどうか。民主主義と言うのであればその辺から十分やってやれるべきであったろうし、ただ庁舎の問題だけ言いますとなぜ庁舎建設にあたっての一番大事な位置の条例を何回も出しても出さなかった。この位置の条例が出ていればこんないろんな町民が二分するようなことになら

なかったと。私はこれは本当に私たち議員の責任でもあり、前首長の責任だというふうに思っています。そういうことから、この発議については議会にはそぐわない、そぐわない発議だというふうに思っています。以上です。

○議 長 ただいま反対の方の発言がありました。次に原案に賛成の方の発言を許します。

5番、姉崎君。

○5 番 今回の庁舎建築に関する設計の解除及び凍結ですね、事業凍結に対する発議に関してですが、私は賛成いたします。また今回の件におきましては、まず住民から出されているものである、住民の意思を尊重すべきであるという観点、また私のほうには実際に町長選挙の際に加藤町長のほうに投票をした方々からも多く意見をいただいています。その中で町長は加藤町長にももちろん入れました。ただ町長が変わっても庁舎は建つのだろーと思って投票されたという方も多く耳にしており、そのことよりはたして町長選挙の結果、これが単純に庁舎の建築凍結を求めて投票したものであるのかどうかというところが不透明であること、また町長自身表明されております声なき声に耳を傾ける、これはけして多くの声をとというよりは少ない声も拾っていくという考えと思っております。そのことを考えたときに今回実際に署名が集まった620名の方々、これがけして少なくともなければかといって過半数を超えているわけでもない。これは十分に声なき声を指しているのではないか、そして町民の有志の団体である方々がこれだけ必死に集められた署名、これを事前に亡きものにしていいのか。そして先の定例会で町長からありました住民懇談会にて十分に説明を行っていくということでありましたが、住民懇談会の最中である1月31日をもって合併推進債が利用できなくなる、これでは2月以降、2月の1日以降に住民懇談会を実施される地域では説明というものは十分にあってないようなものではないかと思うことから、私は賛成いたします。以上です。

○議 長 次は反対の方の発言を許します。

6番、檜山君。

○6 番 今回動議出されたわけですが、これにつきましては先ほども村川議員がちょっと話出てましたが、前町長と現町長が選挙戦におきまして建設促進と凍結というような2つの対立軸で選挙を行ったわけでありまして。これについては両町長とも庁舎が今回の選挙でその方向が決まるということの内容であります。これが争点だったわけでありまして、民主的に選挙は実施されこれを民意が決定されたものであります。今回の動議は町民が主権を持ち自分たちのために政治を行っていくという民主主義を否定しているものです。これらを認めることは当然できない行為であります。したがってこの発議についても、これは認められない発議であるということと言わざるを得ません。そういうこと

では次については、否定をいたします。

○議 長 次に原案に賛成の方の発言を許します。

7番、関野君。

○7 番 姉崎さん、それから竹林議員からも話ありましたけれども、この選挙、選挙選挙と言いますけれども加藤首長が以前から二元代表制と言っているのですよ。二元代表制があなただけが片っぽじゃないですか。議員も含めて二元代表制なのですよ。二元代表、意見も聞かないでただ所信表明の中身の中で凍結しますと言っただけのことなのです、あなたは。所信表明言っても別に議会かかったわけでもない。所信表明で凍結で言っただけのことです。そしてこれから議員の声も聞かない、まちづくり懇談会住民の声も聞かない、湧別町基本条例どうなっているのですか。そこにさっき任命されました細川副町長、あなたのお声も聴きたい。どう思っているのか本当に芯から。果たしてこれでいいのか。何も加藤町長は議会の声聞いてないですよ。二元代表制、言葉だけで。言葉遊びですよ。選挙公約も同じです。数字出てこない。客観的数字出てこない。刈田町長は客観的数字を乗せてそして住民に信を問うてるのです。

○議 長 7番、関野君、議題とずれてますのでよろしくお願いします。

○7 番 終わります。

○議 長 一応2名、2名、4名の討論が終わりましたのでこれで動議について採決をさせていただきますがいかがでしょうか。

○全 員 (異議なし)

○議 長 この採決につきましては起立によって行います。

これより動議について採決します。賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議 長 起立多数と認めます。

よって、動議については可決されました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和8年第1回湧別町議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 宣 告 (1 1 : 3 4)

この会議録は書記をして記録されたものであり、この内容が真実であることを証するため、ここに署名する。

湧別町議会 議長 脇坂 敏夫

湧別町議会 議員 姉崎 正弥

湧別町議会 議員 檜山 洋一